平成２２年（再）第１号
千葉県市川市市川３丁目29番10号　鴻の台ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区東墨田２丁目２番21号
再生債務者　株式会社アートバリエトップ
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月16日から平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生債権の特別調査期間

平成２０年（再）第２０８号
東京都港区六本木６丁目10番１号
再生債務者　サンライズファイナンス株式会社
特別調査期間　平成22年３月４日から平成22年３月５日まで
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１６８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本980
再生債務者　合同会社大東館
特別調査期間　平成22年３月４日から平成22年３月５日まで
平成22年１月18日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第２０８号
東京都港区六本木６丁目10番１号
再生債務者　サンライズファイナンス株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成21年12月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成22年３月２日まで及び平成22年３月10日午前10時30分債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年３月10日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１６８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本980
再生債務者　合同会社大東館
１　決議に付する再生計画案　平成21年11月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成22年３月２日まで及び平成22年３月10日午後４時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年３月10日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年１月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第３号
京都府綾部市味方町倉谷13番地
再生債務者　株式会社ホテルあやべ
１　決議に付する再生計画案　平成21年11月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年２月25日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年２月18日
平成22年１月20日
京都地方裁判所第５民事部

平成２１年（再）第２号
大阪市淀川区宮原４丁目５番36号　セントラル新大阪ビル
再生債務者　株式会社護光商會
１　決議に付する再生計画案　平成21年12月14日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年２月26日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年２月19日
平成22年１月18日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第２号
横浜市南区南太田３丁目５番８号
再生債務者　山下電気株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成22年１月21日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続廃止

平成２１年（再）第２７２号
神奈川県横浜市都筑区中川６丁目１番11―1005号
再生債務者　青木　宏之
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２３３号
福井県越前市新町第７号８番地
再生債務者　武生商業開発株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年１月15日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１９年（再）第２１８号
東京都文京区小石川２丁目３番22号
再生債務者　エスピーオカダ販売株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区麹町３丁目１番地１　麹町311ビル５階　四五六法律事務所　弁護士　竹越　健二
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第２１９号
東京都千代田区神田多町２丁目11番地
再生債務者　株式会社エスピーオカダ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区麹町３丁目１番地１　麹町311ビル５階　四五六法律事務所　弁護士　竹越　健二
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１４６号
東京都大田区下丸子２丁目28番10号
再生債務者　株式会社研精舎
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区西新橋２丁目６番２号　友泉西新橋ビル２階　富士法律事務所　弁護士　中村　　清
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年１月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２４６号
東京都豊島区巣鴨５丁目14番７号
再生債務者　グラシアス株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区有楽町１―５―１　日比谷マリンビル８階　須藤・高井法律事務所　弁護士　高井　章光
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第３２３号
千葉市緑区高田町1060番地63
再生債務者　鈴木　　猛
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年２月22日から平成22年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第３３０号
千葉市稲毛区宮野木町1253番地の１
再生債務者　黒川　英朗（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年２月22日から平成22年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係